

広域連携共生・対流等対策交付金

【 8 0 0 (0) 百万円】

対策のポイント

都市と農村の多様な主体が参加して行う、共生・対流に資する広域連携プロジェクト等や都市農業振興を支援する事業を創設します。

(都市と農山漁村の共生・対流とは)

- ・ 都市と農山漁村の間で、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組です。
- ・ 骨太の方針2002において「都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、共生・対流を推進する」と位置付けられ、関係省が一体となって推進しているものです。

政策目標

- ・ 都市農村交流施設の年間宿泊者数を5年間で110万人拡大
770万人(16年度) 880万人(21年度)
- ・ 市民農園区画数を6年間で3万区画増加
約12万区画(15年度) 約15万区画(21年度)

<内容>

1. 都市と農村の広域連携プロジェクト等の支援(ソフト)

(1) 広域連携支援事業

都会の若者の長期農業等ボランティア活動や、団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験等を通じ、共生・対流を活性化するための広域連携プロジェクトを支援します。

(2) 情報発信機能強化支援事業

各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大等の取組を支援します。

(3) 都市農村交流技術的支援事業

都市農村交流を取り組む際に必要となるノウハウを習得するための取組を支援します。

【定 額】

【広域連携共生・対流等推進交付金 300(0)百万円】

2. 共生・対流の一層の推進と都市農業振興のための条件整備(ハード)

(1) 広域連携共生・対流等推進交付金等による都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備を支援します。

(2) 都市部での農業振興に必要な施設等の整備を支援します。

【定 額】

【広域連携共生・対流等整備交付金 500(0)百万円】

[担当課：農村振興局農村政策課(03-3502-0030(直))]